多摩市男女平等・男女共同参画情報誌

Vol.72

たまの女性

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」施行10周年特集号

男女平等参画の「今まで」と「これから」

（仮称）多摩市男女平等推進基本条例検討懇談会会長 浅倉むつ子 × 多摩市長 阿部裕行

P2 施行10周年の今振り返る「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」って何？

P4 記念対談「制度の平等から結果の平等へ」

P8 TAMA女性センター相談室のご案内

施行10周年の今振り返る

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」って何？

平成 26 年 1 月 1 日に「多摩市女と男の平等参画を推進する条例（以下、条例）」が施行されてから 10 年が経過しました。改めて条例を身近に感じていただけるよう、わかりやすく解説します！

せいや
（多摩市役所職員）

あきほ
（せいやのパートナー）

あきほの父

あきほの母

1 条例の目的

男女平等参画社会って
なんだい？

「すべての人が、ともに責任を分かち合うことができる社会」のことで、多摩市は市民・事業者・市が一体となってみんなが暮らしやすいまちを目指しているんです！

解説 条例では、男女平等参画社会を「男女が互いに人権を尊重しあい、誰もが個性豊かにいきいきと暮らせる社会、自らの意思によって家庭生活と仕事・地域活動に参画し、責任を分かち合うことのできる社会」と定義しています。条例は、「男性は仕事、女性は家事」というような固定観念から脱却し、「男女平等参画社会を実現すること」を目的としています。

●6つの基本理念の図●

2 市民の役割

私たち市民は何をしたらいいの？

市民の役目として、家庭、学校、地域、職場などで、性別による差別をしないとか、お互いを尊重しあえる環境をつくっていくことが求められているのよ！

解説　普段の生活の中にある「女だから…」「男だから…」という固定観念が、男女平等参画の推進を妨げることがあります。相手の考えを尊重し、自分の考えを押し付けたりしないようにしましょう。このほかにも、条例には「市の役割」「事業者の役割」も記載されています。

3 条例の主な特徴

どこの市でもやっていることなのかい？

他の市にも同じような条例はあるけど、多摩市の条例には、**様々な特徴**があるんですよ！

解説

★市民参画で作られた

平成 21 年に市民の皆さんから市に提出された「条例市民案」を基に作られました。

★男女平等参画社会の視点にたつ「災害に強いまちづくり」について記載されている

女性や男性、災害弱者の方など様々な視点で、防災（減災）対策や災害時の対策を行うことが記載されています。

★全国に先駆けて性別等による差別や暴力がない社会を目指した

「性的指向」「性自認」という言葉を、当時としては先駆的に条例内で定義し、それらに由来した差別や暴力を禁止しました。

4 苦情の申し出ができます

日常の中で「男女平等参画が進んでいない」と感じる時もあるわよねぇ。

市に対して**苦情を申し立てる制度**もありますよ。

解説　多摩市は条例に基づき、男女平等を阻害する市の施策・人権侵害等に関する苦情の申し出を受け付けています。苦情は、「多摩市男女平等参画苦情処理委員」が公正・中立な立場で調査し、必要と認めるときは、市や事業者等に対して、指導・助言または是正の勧告等を行います。

申出書様式や詳細はこちら（市公式ホームページ）▶

5 条例の詳細は公式ホームページへ

ちょっと興味が湧いてきたから、もう少し詳しく条例のことを知りたいなあ。

多摩市公式ホームページに詳しくのっているよ！

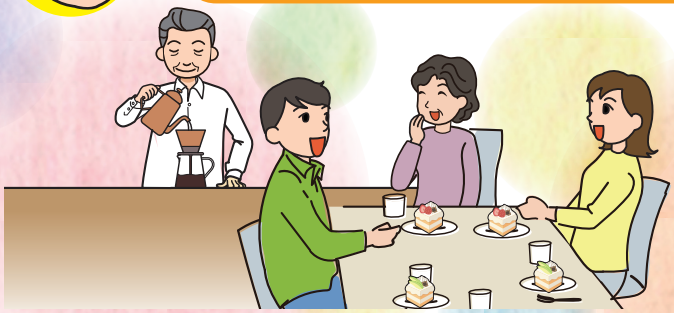

平成 26 年 1 月 1 日から「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」が施行されました！
（市公式ホームページ）▶

「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」施行10周年記念講座

対談

「制度の平等から結果の平等へ」

令和６年１月20日、条例施行 10 周年を記念し、「(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例検討懇談会」会長として、条例制定に携わっていただいた浅倉むつ子さんと、阿部市長による対談が行われました。この対談を企画したのは「多摩市の男女平等条例を考える会（以下、条例を考える会)」という市民の皆さんで構成された団体で、条例制定に深く関わり、現在も条例の内容や重要性などを市民に伝える活動を続けています。

対談ではお二人に、条例を作った当時の思いや、これからの多摩市の男女平等参画について語っていただきました。この記事は、その対談の内容を記事形式にまとめたものです（一部発言を省略したり修正を加えたりしています)。

▲当日の様子

条例制定までの流れと現状

対談に先駆け、条例制定までの流れと現状について、条例を考える会の会員の方からお話いただきました。

会の設立と条例の制定まで

かつて、スペース KUU（空）という団体で「男性と女性がゆるやかに活躍できる場をつくろう」を目的に活動する中で、「多摩市にも男女平等条例がほしい」とずっと思っていました。そこで条例を考える会をつくり、勉強会や公開講座を開いたりするなどの活動を始めました。そのような活動を経て平成 21 年、当時の市長に「条例の市民案」を提出し、その後平成 24 年に、本日お招きしている浅倉さんを会長に「(仮称) 多摩市男女平等推進基本条例検討懇談会（以下、検討懇談会)」が発足。**市民案を重んじた審議が行われ、素案が完成。**パブリックコメント、議会での決定を経て、平成 26 年１月１日に施行されました。

条例の周知の課題

この条例ができてから、周知のために様々なパンフレットが作成されました。しかし、現在はあまり活用されていないと感じていますので、もっと活用してほしいと思います。それから、**私達市民がこの条例に直接関われる一つの方法として、苦情処理という手続きがあります。**この条例を活かすための大切な手段だと思うので、苦情処理制度を PR することはとても大事だと思っています。

今後の女性問題について

これまで女性問題に関わってきて感じるのは、意思決定する場所に女性が少ないということ。職業や肩書で構成する委員会もあるから、女性が今まで社会に出てくることができなかったということも女性が少ない理由の一つだと思います。また、今年の４月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、女性支援法)」が施行されます。そのときに大きな働きをするのは TAMA 女性センターだと思いますが、**私達市民も一緒に多摩市の女性問題を考えていかなければならないと思います。**

対談「制度の平等から結果の平等へ」

■自己紹介と条例との関わり

浅倉 私は、多摩市に住んで 50 年以上になりますが、大学を定年で退職し、現在はＮＧＯ活動などをしています。平成 24 年６月に、検討懇談会が設置され、会長を引き受けました。９回の会議を経て、条例案を「意見書」として市長に提出するという役割です。検討懇談会のメンバーは、学識経験者、経営者、子育て支援の NPO 団体、公募市民の方々などでした。「男女共同参画って何だろう？」から議論を始めましたが、**市民案があらかじめあったので、それが議論を重ねる材料となりました。**施行までの流れは先ほど会員の方から説明があったとおりです。条例の特徴は**名称にあらわれており、「女と男」という順番です。**また、共同参画ではなく平等参画という言葉を使っています。内容については、**性別による差別的取り扱いには直接差別と間接差別があることや、災害に強いまちづくりについて記載しており、当時としては新しいものだったと思います。**また、**性的指向や性自認による差別禁止も明記し、苦情処理についても記載**し、非常に特徴のある条例ができたと思っています。ただ「苦情処理」については、どこの自治体でも同じように申し立てが少ないという悩みはあるようです。

市長 私が市長になった当時、検討懇談会の会長を浅倉さんにお引き受けいただきました。私も検討懇談会に何回か伺いましたが、傍聴席は市民や市議会議員でいっぱいでした。**市民や市議会の皆さんの後押しがあり、この条例は成立することができたと思います。**ただ条例の周知が足りないのではというお話もありました。多摩市世論調査によると、条例は少しずつ認知されてきていますが、「よく知っている」という方は多くはありません。ただ、「良い取り組みだと思うか」については、この条例ができた**平成 26 年当時は 44%だったものが、令和４年には 61% に上昇しており、評価をしていただいています**（左記グラフ参照）。この条例ができてから、生理用品を市内の小・中学校のトイレ等に設置したり、窓口や食料配布等で配布をしたりした他、**令和４年２月にはパートナーシップ制度の導入**などを行いました。

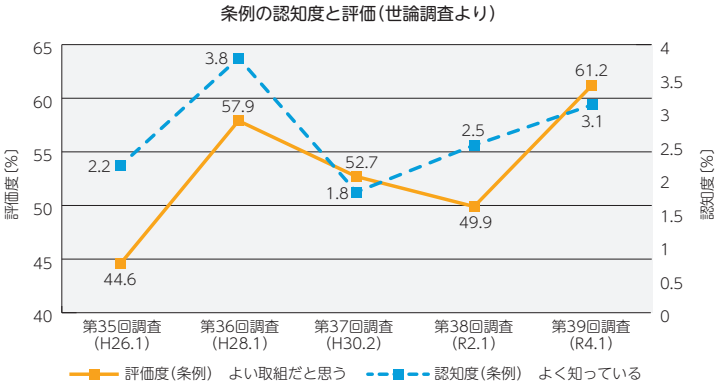

■条例や苦情処理制度の周知について

浅倉 第４次多摩市女と男がともに生きる行動計画（以下、行動計画）の中でも、「『多摩市の女と男の平等参画を推進する条例』の周知」が１番目の事業として記載されており、周知がとても重要な役割を果たしているということがわかります。しかし、市長からもお話があったとおり、**毎年行っている行動計画の進捗評価ではあまり高い評価にはなっていない**ため、まだまだ周知が必要であると思います。先ほど、周知のためにパンフレットを活用できないかということや、苦情処理制度も幅広く周知してほしいという意見がありました。これについて、どう思われますか？

市長 ご指摘の通りだと思います。パンフレットの配布についてですが、現在、市内の小学校などではペーパーレス化となっており、タブレットを中心に授業を進めています。そういったなかで、どのようにして広めていくかは教育委員会や学校と相談したいと思います。苦情処理制度については、男女共同参画週間（毎年６月 23 日～ 29 日）の時期に、たま広報に掲載する特集記事のなかで周知を行っています。他にも、男女共同参画に係るイベントや、TAMA 女性センターに加えて、例えば自治連合会やコミュニティセンターといった市民が集まる場でもお知らせできたらいいのかなと思います。

■健幸（けんこう）ワーク宣言について

浅倉 ワーク・ライフ・バランスについては、条例の第３条４項で、「すべての人が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と仕事及び地域活動を両立できるようにすること。」といった基本理念を掲げています。**市内の事業所における働く女性の活躍状況の確認や、女性の働き方の保障をしていくということも非常に重要な取り組みだと思います。**たまの女性第71号を見たところ、多摩市では「健幸！ワーク宣言」というものがあると知りました。「健幸！ワーク宣言」とはどのようなものなのでしょうか？

市長 多摩市では、市民一人ひとりが健康と幸せを獲得できるようサポートする「健幸まちづくり」を進めていて、その取り組みの一つとして、**市内企業・団体等に従業員の健康で幸せな働き方について宣言してもらうのが、「健幸！ワーク宣言」**です。たまの女性第71号の中には、二つの会社の例が取り上げられていますが、YouTube多摩市公式チャンネルでは、市内の大学生たちが、市内事業所の社員の方に、働き方に関するインタビューをしています。令和５年12月時点で37の企業・団体が宣言をしており、これからも進めていくことができたらと思っています。

▲動画「多摩市× New Work Style」公開中（市公式ホームページ）

▲健幸まちづくりのシンボルマークである健幸マーク

■女性管理職について

浅倉 多摩市役所の職員の働き方にも注目したいです。職員の方々のワーク・ライフ・バランスという点で、「令和４年度　推進状況評価報告書※」を見ると、育児休業を取得する男性はかなり増えていることが伺えます。一方で、**現在管理職に占める女性割合は19%、係長職に占める女性割合は27.7%ということで、低い評価になっています**が、どうして管理職の女性が増えないのか、増やすにはどうしたらいいかについて、お考えを聞かせてください。

市長 女性だけではなく、実は男性も管理職を希望する人が少なくなっているのが現状です。管理職になると、災害時に最前線で支援にあたる必要もありますし、市議会での答弁やそれにあたる準備が大変だと思っている人もいると思います。東京都でも、男性でも女性でも管理職の希望が少ないと聞いています。女性に限らず男性も、家庭や介護その他の責任を負っている時代です。市民サービスを考えつつ、職員のワーク・ライフ・バランスも確保しなければならない。**市民の皆さんにお願いしたいのは、時間内の申請・相談、それ以外のところではDX※を活用していただきたいということです。**ただ取り残される人が出ない工夫はしていきたいと思います。それらの課題を一つ一つ解決することにより、女性の管理職がさらに増えていくようにしていきたいと考えています。

浅倉 市長の発言でも気がつきましたが、やはり**自治体サービスを受ける側の意識というのも変わっていかなければなりませんね。**女性管理職を増やすのに、私達市民の側も理解を深めなければいけないと思います。

■パートナーシップ制度について

浅倉 続いて、パートナーシップ制度についてです。条例のなかでも「性的指向と性自認による差別をなくす」と記載されており、令和４年２月にパートナーシップ制度がスタートしています。**パートナーシップ宣誓をした場合、多摩市から証明書※が出ますが、その証明書を受けた当事者にはどんなメリット**があるのでしょうか。

市長 たまの女性第71号でも、「パートナーシップ宣誓から１年半をむかえて」として、制度を利用された方と対談させていただきました。証明書を受け取ったことで、**家族になれたと実感し、周囲の人に２人の関係を話すことができるようになった**と仰っていました。それから**勤めている企業にも証明書を提出したことで、企業の就業規則が異性同士の結婚と一部同じ仕組みになるなど変わった**そうです。証明を受けることで、第三者に伝えやすくなったということがメリットになっていると思います。市の制度としては、市営住宅の入居や軽自動車税種別割の障害者減免手続きが受けられます。そのほかに、東京都とパートナーシップ宣誓制度に関する基本協定を結んでいることから、東京都の制度も一部利用が可能です。

▲多様な性や生き方を尊重するシンボルである多摩市のレインボーフラッグ

■まとめ

浅倉 最後に、市長が条例に対して、何を課題と考え、今後どうしたいと思っているかお聞かせください。

市長 政治の世界は、まだまだ男性の力が強いのが現状です。全国的にみても、いまだにジェンダーのこと、パートナーに対すること等で、理解いただけない議員、市民の方もおられます。**今後より多くの方に私たちは多様性の中で生きているのだということを知っていただきたい。**今年の４月には、多くの人が必要性を訴え、待ち望んでいた女性支援法が施行されますが、市としても「女と男がともに生きる行動計画」の中で対応をしていきたいと思います。条例についても作って終わりではなく、**多くの市民の皆さんに周知をしていくということと、時代に合わせてブラッシュアップをしていくということで、あらゆる人が差別､格差を感じることのない社会を作っていきたい**と思っています。そのために行政だけでなく、市民、事業者、自治会その他の皆さんと協力し、条例の意識と目的がきちんと達成されるように進めていきたいと思っています。

浅倉 条例について、改めて知る機会を作っていただいて本当に良かったと思います。条例がなぜ大事かというと、**市長や政策が変わったときに、この条例の基本理念に基づいて行政や市議会に要求していけるということがとても重要だからです。**この条例は本当に私達市民も大事に育てていきたいと考えています。本日はありがとうございました。

※推進状況評価報告書…「多摩市女と男の平等参画を推進する条例」第 10 条に基づき毎年作成されている､「第４次多摩市女と男がともに生きる行動計画」の年次報告書
※ DX…デジタルトランスフォーメーション。データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革すること。
※証明書…「パートナーシップ宣誓書受領証」のこと。市に対してパートナーシップ関係にあることを宣誓された方に渡される。

女性センターライブラリーで、書籍を貸し出しています！

TAMA 女性センターでは、「多摩ボランティア・市民活動支援センター」（聖蹟桜ヶ丘駅前　ヴィータ・コミューネ７階）内にライブラリーを設置しています。ジェンダー論、子育て、男性の育児・介護、女性のキャリア、LGBT 等の男女平等参画に関する書籍を約 2000 冊揃えています。

浅倉むつ子さんの著書も、所蔵しております。

ライブラリーでは、自由に本をご覧いただけるほか、ご希望の方には館外貸し出しも行っています。是非ご利用ください！

▲TAMA 女性センターライブラリーの書籍を貸し出ししています（市公式ホームページ）

「たまの女性」発行中！

「たまの女性」は、男女共同参画社会の実現に向け、女性も男性も誰もがいきいきと自分らしく、豊かな生き方ができるよう、また自由な語らいによるコミュニケーションが生まれることを目的とした情報誌です。市の施策・催し物や女性活躍が進む市内事業者の紹介、トレンドや時代のニーズに合わせた情報を掲載し、年２回発行しています。

市内の公共施設や、TAMA 女性センターで配布している他、以下の二次元コードから、過去に発行した「たまの女性」もご覧いただけます。

▲男女平等・男女共同参画情報誌「たまの女性」を発行しています（市公式ホームページ）

あなたのモヤモヤした悩み引き受けます！

TAMA女性センター相談室のご案内

ＴＡＭＡ女性センターでは各種相談業務を行っています。

●女性を取り巻く悩みなんでも相談

女性を取り巻くさまざまな悩みやＤＶの相談等、専門の相談員（女性・心理カウンセラー）が相談をお受けします。

面接相談（予約制）　：　毎週火・金曜日　９:30 ～ 12:30
　　毎週土曜日　13:30 ～ 16:30
電話相談（予約不要）：　毎週木曜日　10:00 ～ 13:00 ／ 13:30 ～ 16:30
　　電話相談専用番号：☎ 042-355-2111

●女性のための法律相談

弁護士（女性）が、面接（予約制）で相談をお受けします。　毎月第３水曜日　9:30 ～ 12:00

●ＬＧＢＴ電話相談

豊富な経験を持つ専門の相談員が、電話で相談をお受けします（予約不要）。

毎月第３火曜日　偶数月（4・6・8・10・12・2月）　14:00 ～ 18:00
　　奇数月（5・7・9・11・1・3月）　16:00 ～ 20:00
　　電話相談専用番号：☎ 042-355-2112

面接でのご相談は**予約制**です。
事前にＴＡＭＡ女性センターまでご連絡ください。

ＴＡＭＡ女性センター相談予約受付番号
☎ 042-355-2110

多摩市立ＴＡＭＡ女性センター
東京都多摩市関戸 4-72
ヴィータ・コミュニネ７階
☎ 042-355-2110

アクセス
京王線聖蹟桜ヶ丘駅徒歩２分

多摩のパパにインタビュー！ ～家事と育児どうしてる？～ ～TAMA女性センター市民運営委員会企画～

TAMA女性センターでは、「市民運営委員会」を設置し、市民の方々と男女平等や女性活躍といった様々な事業の企画を行っています。
市民運営委員会が企画し、2023年秋から、多摩エリアに住むパパを対象に「家事と育児の分担どうしてる?」「パパの育児をママはどう思っている?」「ワークライフバランスの満足度は?」などをインタビューし、市公式ホームページに掲載しています。
「こういう家庭もあるんだ!」という驚きはもちろん、「うちの夫（妻）もこういう気持ちかも…」とドキッとしたり、共感したり、分かち合いや気づきがあるのではないでしょうか。
全５回のインタビューを以下の二次元コードから、ぜひご覧ください!

▲多摩のパパにインタビュー！
～家事と育児どうしてる？～
（市公式ホームページ）

「たまの女性」読者アンケート 募集

「今号のここが面白かった！」「こんな記事が読んでみたい！」「このテーマを取り上げて欲しい！」と言った感想・意見を募集中です。ぜひ、以下のアンケート回答フォームからご意見をお寄せください！

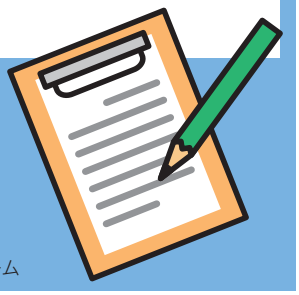

▲アンケート回答フォーム

発行・編集／令和６年３月発行　多摩市くらしと文化部　平和・人権課（平和・人権・男女平等参画担当）
印　　刷／（株）共同印刷所